資料４

「おもてなしトイレ認定制度」募集要領

高知県では、本県を訪れる観光客の皆様が気持ちよく高知県の魅力に触れ、楽しんでいただけるよう、「高知県おもてなし県民会議」を設置し、官民が連携しておもてなしの推進に取り組んでいます。

県内観光関連施設等の清潔でおもてなしの心が感じられるトイレを認定し、普及させることにより、観光客の満足度向上につなげるため「おもてなしトイレ認定制度」を実施します。

１. 応募資格

高知県内の観光関連施設等（高知県内に本社があるか否かは問いません。また、認定の範囲は、高知県内の施設のみとします。）

２. 認定要件

（１）清潔である
（２）明るい（50 ルクス以上）
（３）臭いがない、もしくは臭いを消す対策をとっている
（４）トイレットペーパーの予備を置いてある
（５）洋式トイレが一ヵ所以上ある
（６）上記のほか、独自の「おもてなし」の工夫がされている（例：一輪挿し、音楽を流すなど）

３. 認定までの流れ

申込　⇒　県職員によるトイレチェック　⇒　高知県おもてなし県民会議で「認定」　⇒　おもてなしトイレ認定証（シール）進呈

※申込受付後、県職員が現地確認にお伺いします。

４. 応募手続き

（１）応募受付期間
令和７年９月 11 日（木）～11 月９日（日）※当日消印有効

（２）提出書類
「おもてなしトイレ」申請書
・高知県観光政策課ホームページ
https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025080700174/

（３）提出先
高知県観光政策課おもてなし室

（４）提出方法
郵送、FAX、メール

【事務局・お問い合わせ先】
〒780-8570　高知市丸ノ内 1-2-20
高知県観光振興スポーツ部観光政策課おもてなし室
担当　谷脇、柴田　　Tel:088-823-9609　fax:088-823-9256